

第10期幸田町分別収集計画

令和4年6月

幸田町

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

幸田町分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本町のごみ総排出量、リサイクル率等の数値は、燃やすごみの有料化や集団回収の活性化、分別収集の品目の拡大等の施策により、県内でも良い状況にあるが、近年は頭打ちである。平成19年度に最終処分場を供用開始したものの、中間処理及び最終処分の大半を他自治体に委託しており、さらなるごみの減量と資源化の推進が急務である。また、人口の増加に伴うごみの排出量及び処理経費の増大の問題も抱えている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に基づいた施策を進める。
- (2) 町民・事業者・行政が適切な役割分担に基づき協働する。
- (3) 実状に合った合理的な分別収集を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,793	1,810	1,829	1,847	1,865

【内訳】

容器包装廃棄物の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	60	61	61	62	63
アルミ缶	77	78	79	80	81
無色のガラス製容器	94	95	96	97	98
茶色のガラス製容器	94	95	96	97	98
その他のガラス製容器	47	47	48	48	49
紙パック	26	26	26	27	27
段ボール	422	426	430	434	439
ペットボトル	155	156	158	160	161
その他の紙製容器包装	207	209	211	213	215
プラスチック製容器包装	611	617	623	629	636

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) ごみ減量・リサイクル出前講座

ごみ減量やリサイクルに関心を持ってもらうために、地域や学校、各種団体の要請に応じて職員が説明を行う。

(2) リユースびん等の利用促進

リユースびん等のリユース容器の利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。

(3) マイバッグ持参運動

買い物の中にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする。

(4) マイボトル・マイカップ持参運動

会社のオフィスや各種イベントで、マイボトル・マイカップ、マイ箸等を利用し、リユースびん等のリユース容器を選択するなど使い捨て容器等の削減に努める。

(5) 再生品、詰め替え品商品の製造、販売

再生品、詰め替え品、リターナブル容器に対応した商品の製造、販売を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集物の品質、収集作業の効率、本町及び民間業者が有する収集機材、選別施設、収集作業性、収集コストを勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食用缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	生きびん その他のびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	39t	39t	40t	40t	41t
主としてアルミ製の容器	17t	17t	17t	17t	17t
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	90t	91t	92t	93t	94t
	(引渡) (独自処理)				
	0t 90t	0t 91t	0t 92t	0t 93t	0t 94t
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	90t	91t	92t	93t	94t
	(引渡) (独自処理)				
	0t 90t	0t 91t	0t 92t	0t 93t	0t 94t
その他のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	45t	46t	46t	47t	47t
	(引渡) (独自処理)				
	0t 45t	0t 46t	0t 46t	0t 47t	0t 47t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7t	7t	7t	7t	7t
主として段ボール製の容器	96t	97t	98t	99t	100t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	107t	108t	110t	111t	112t
	(引渡) (独自処理)				
	107t 0t	108t 0t	110t 0t	111t 0t	112t 0t
主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	239t	241t	244t	246t	249t
	(引渡) (独自処理)				
	239t 0t	241t 0t	244t 0t	246t 0t	249t 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

既に分別収集を実施しており、直近年度の実績量が分かるため、以下の方法により分別基準適合物等の収集量の見込みを算定した。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み

= 令和3年度の分別基準適合物等の引渡実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去5年間の平均増加率等を勘案し、次のように設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
43,507人 (対前年度比)	43,942人 (対前年度比)	44,382人 (対前年度比)	44,826人 (対前年度比)	45,274人 (対前年度比)
101.00%	101.00%	101.00%	101.00%	101.00%

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在集団回収が進んでいる飲料用紙製容器及び段ボールについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲食用缶	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	生きびん その他のびん	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収 スーパー店頭回収 公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民団体による集団回収 公共施設拠点回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集 スーパー店頭回収	民間業者
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	委託業者による定期収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲食用缶	プラスチック コンテナ	パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	生きびん その他のびん	プラスチック コンテナ	平ボディー車	民間業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	-	平ボディー車	民間業者
段ボール	段ボール	-	平ボディー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	ネット	パッカー車	民間業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) ごみ処理有料化
ごみの排出抑制及び再生利用の推進のために、処理手数料は、燃やすごみを有料、資源物を無料とする。
- (2) 紙製容器包装の資源化
その他の紙製容器包装は、容器包装以外の雑紙と混合収集し、資源化する。
なお、令和3年度の収集量は231トンである。
- (3) 集団回収の支援
集団回収を実施する団体に対して、報償金を交付する。
- (4) ごみ集積所整備事業費補助金
ごみ集積所を新設及び修繕する場合に、工事費の一部を補助する。
- (5) 啓発・広報活動の充実
広報紙、ホームページ、「ごみの分け方・出し方」等のあらゆるメディア、機会を活用して、排出抑制、分別の意義や必要性、分別区分、排出ルール、再商品化の製品の用途を継続して繰り返し周知することにより、住民とのコミュニケーションを十分に図り、取り組みの成果を住民にフィードバックする。
- (6) 分別収集の質的向上
町民に対して分別及び洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装廃棄物については収集を見合わせ、住民に対し分別排出の必要性等について説明する。また、必要に応じて出前講座を行う。
- (7) 関係者の資質や意識向上に向けた取り組み
収集業者や中間処理事業者を対象とした定期的な講習会を開催し、品質の向上を図る。
- (8) 分別収集の効率化
容器包装廃棄物の分別収集に係る費用の透明化を推し進め、分別収集の効率化に努める。
- (9) 計画記載事項の実績の確認、記録
毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図る。